令和６年５月８日

(一財)新潟県剣道連盟
加盟団体　会長　様

（一財）新潟県剣道連盟
会長　荻荘　誠
【公印省略】

第 79 回佐賀国民スポーツ大会剣道競技（成年男女）新潟県予選会について（ご案内）

新緑の候、貴台におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
さて、みだしの件について、下記のとおり実施いたしますのでご案内申し上げます。

記

１　日　時　　令和６年６月２３日（日）　　開場　　　午前 8 時 30 分
審判会議　午前 9 時 00 分
開会式　　午前 9 時 30 分
試合開始　午前 10 時 00 分

２　会　場
長岡市北部体育館　　　長岡市東蔵王２－２－７２　　℡　０２５８－２４－６１１６

３　出場資格
（１）　成年男子

種　別	出　場　資　格
先　鋒	1999 年４月２日以降～2006 年４月１日までに生まれた者
次　鋒	1989 年４月２日以降～1999 年４月１日までに生まれた者
中　堅	1979 年４月２日以降～1989 年４月１日までに生まれた者
副　将	1969 年４月２日以降～1979 年４月１日までに生まれた者
大　将	1969 年４月１日以前に生まれた者

※　大将の部に出場する選手は、監督資格（公認スポーツ指導者資格）を有するものとする。

（２）　成年女子

種　別	出　場　資　格
先　鋒	1994 年４月２日以降～2006 年４月１日までに生まれた者
中　堅	1984 年４月２日以降～1994 年４月１日までに生まれた者
大　将	1984 年４月１日以前に生まれた者

※　大将の部に出場する選手は、監督資格（公認スポーツ指導者資格）を有するものとする。

4　試合・審判および試合方法

①　「全日本剣道連盟剣道試合・審判規則　同細則」および、別紙「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判法」により実施する。

②　試合は3本勝負とし、試合時間は、5分とする。
なお、延長戦の試合時間は、3分とする。延長戦が継続する場合は、延長戦2回ごとに「深呼吸」・「給水」の休憩・休息を繰り返し行う。

③　試合形式は、原則としてトーナメント方式で行う。ただし、出場選手が少数の場合は、リーグ戦で行う場合もある。

5　選手の名札等

各選手は、剣道具の垂中央に黒又は紺色に白抜きで上部に所属剣道連盟（横書き）を下部に選手名（性を縦書き）を明記した布製の名札を必ず付けること。

6　竹刀検量・検査について

実施しますので、「全日本剣道連盟剣道試合・審判規則　同細則」に則り準備してください。

7　申込み及び参加料

① 別紙申込書にて、6月14日（金）までに新剣連事務局必着とする。各加盟団体からの出場人数制限は設けません。出場選手は必ず所属連盟会長の推薦を要します。
大学生はお住まいの地域の連盟を通じてお申込みください。（所属会員会費未納者は、推薦しないこと。）

② 参加料 1,500 円（傷害保険料含む）　下記口座に振り込んでください。

〒950-0982　新潟市中央区堀之内南３丁目１－２１　北陽ビル２F
（一財）新潟県剣道連盟　事務局
TEL：025-384-4784　　FAX：025-384-4794
振込口座　第四銀行南新潟支店　　普通　1881959　（一財）新潟県剣道連盟

8 その他

紅白の目印は、各連盟又は個人で準備すること。

担当 強化委員長　二平　正司 090-1617-8093

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判法

全剣連試合・審判委員会

【趣　旨】

1　主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドラインの遵守（感染予防）

2　「つば（鍔）競り合い」および意図的な「時間空費」や「防御姿勢による接近する行為」の解消（現行規則の適切な運用の徹底）

　①　これまでの試合は、試合時間の３分の２以上が、つば（鍔）競り合いである。これを無くして、立会の間合からの攻め合いを中心とした試合展開へ善導する。

　②　剣道の試合にとって「勝負」の要素は大事であるが、姑息な勝負の是正を図り、反則ぎりぎりの勝負ではなく真向勝負する態度を養う。

　③　つば（鍔）競り合いの問題は試合者の態度や心の問題が大きく影響し、規則だけで裁くのは困難である。試合者と審判員が共通理解し、一体となって良い試合の場を醸成する。

【審判員と試合者が共通に理解する主な事項】

1　試合者は、つば（鍔）競り合いを避ける。

　①　接触した瞬間の引き技および体当たりからの技（発声を含む）を積極的に出す。
　正しい体当たりおよび体さばきを普段の稽古で指導する。

　②　つば（鍔）競り合いになった瞬間、技が出ない場合には直ちに積極的に分かれる。
　試合者は審判員の「分かれ」の宣告を待つのではなく試合者双方で分かれる努力をする。

2　意図的な時間空費や防御姿勢（勝負の回避）による相手に接近するような行為は、規則第１条に則り反則を適用する。

3　試合者は、分かれる場合は主審の「分かれ」の宣告、あるいは試合者双方で分れる場合にかかわらず、剣先が完全に触れない位置まで、まっすぐに互いに分かれる。

4　分かれる場合は剣先を開たり、下げて分かれない。

5　分かれる場合は双方がバラバラに下がらない。双方同じ気位で互いの鎬を削るようにして分かれる。

6　相互に分かれようとしている途中に技を出さない。この場合は技を出しても有効打突とはしない。

　①　一方が分かれようとしている場合に追い込んで打突する場合や分かれようと見せかけて打突する行為は反則を適用する場合がある。また、分かれる途中に相手の竹刀を「叩いたり」「巻いたり」「逆交差」をしない。（状況や原因を踏まえた上で、合議により反則の適用を判断する）

7　マスクとマウスガードの着用

「面マスク」若しくは「マウスガード」等の着用とする。